

随意契約理由書

1 案件名称

東勝山小学校の設置に係る人事異動に伴う教育情報利用パソコン等機器移設作業
業務委託

2 契約の相手方

株式会社大塚商会 LA 関西営業部

3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する機器については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ 4，6，7）長期借入」（契約相手方：NEC キャピタルソリューション株式会社、株式会社 J E C C、F L C S 株式会社）、「校務支援システム用学校端末装置等一式 長期借入」（契約相手方：NEC キャピタルソリューション株式会社）及び「大阪市立学校教材作成用パソコン等機器一式（225 拠点） 長期借入」（契約相手方：東京センチュリー株式会社）により借入・端末保守契約を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記 4 者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社大塚商会 LA 関西営業部以外は行えないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
端末管理グループ（電話番号 06-6115-7922）